

## 「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行业務仕様書

### 1 目的

この事業は、岐阜市の子育て関連情報を一冊にまとめた「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」（以下「ぶりあ」という。）を制作・発行することで、岐阜市の子育てに関する最新の情報を一体的に提供することを目的とする。

なお、本事業におけるぶりあの製作及び提供等、発行にかかる全ての費用は、「ぶりあ」に広告を掲載し、岐阜市へ無償で提供する民間事業者（以下「広告付物品提供者」という。）が負担し、岐阜市は一切の費用を負担しないものとする。

### 2 協定締結期間

協定締結日から3年間

### 3 ぶりあの概要

- (1) 規格 A5版
- (2) 刷色 4色フルカラー
- (3) 行政ページ数 60ページ～70ページ程度
- (4) 発行部数 13,000部/年間（広告掲載者への見本誌提供分は含んでいない）
- (5) 発行頻度 年1回（合計3回）※毎年更新
- (6) 納入期限 毎年6月15日（閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）
- (7) 納入場所 岐阜市役所及び事務所など12カ所程度

※なお、納入後は岐阜市が母子健康手帳交付時及び子どもがいる転入世帯へ配布するほか、児童館・児童センターなどの公共施設に配置する。

### 4 協賛企業広告の掲載

- (1) ぶりあには協賛企業の広告を掲載することができる。
- (2) 広告は、行政ページと広告ページを合わせた全ページの3割以内とすること。誌面総面積に対する広告スペースの面積の和の割合が3割以内であれば、行政情報が掲載されたページの下部に広告を掲載することは可能とする。
- (3) 広告主の募集・広告の製作等は、広告付物品提供者が行うこと。
- (4) 岐阜市広告掲載要綱（平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。）、「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」広告掲載要領（平成30年11月21日決裁）及び「岐阜市 親と子のハンドブック ぶりあ」共同発行业務広告付物品提供者募集要領を遵守すること。
- (5) 広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、要綱第6条第1項の規定に基づき設置する審査委員会において事前に審査し、ぶりあへの掲載を決定する。なお、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切に反映すること。
- (6) 掲載面、掲載位置等については、岐阜市と協議した上で決定すること。
- (7) 広告欄には、必ず広告である旨を表示すること。

(8) 広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、岐阜市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。

## 5 業務分担

本事業における業務分担は以下のとおりとする。

項目	内容	岐阜市	広告付物品提供者
編集	全体企画	○	○
	原稿の提供	○	
	原稿の編集、コラム等の作成 (デザイン・レイアウト等)		○
	原稿の校正、チェック	○	○
広告営業	広告募集活動		○
	広告の審査	○	
	広告制作		○
	代金回収		○
印刷・製本	印刷・製本作業		○
納品	完成品の検品	○	
	完成品の決められた場所への納品		○

※岐阜市からの原稿の提供は、Word や Excel などの電子データのほか、手書きの原稿となる場合もあることから、新規で電子データの作成を依頼する場合もある。

## 6 著作権等

- (1) 岐阜市が提供する行政情報等に基づき作成された内容に係る著作権は岐阜市に帰属し、広告付物品提供者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合はあらかじめ岐阜市の承諾を得るものとする。
- (2) 本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、広告付物品提供者はその一切の責任を負うこと。

## 7 苦情処理等

- (1) ぶりあの発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、岐阜市及び広告付物品提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、広告付物品提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、広告付物品提供者又は広告主が負うものとし、岐阜市は一切の責任を負わない。
- (2) 広告付物品提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに岐阜市に文書で報告するとともに、ぶりあを回収し、代替のぶりあを岐阜市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。

(3) ぶりあの納品後に生じた事情により、岐阜市がぶりあの使用について不相当と認めるときは、使用を取りやめるものとする。

## 8 その他

- (1) ぶりあの形状、色、仕様等については、事前に岐阜市と十分に協議すること。
- (2) 複数回の文字校正及び色校正（デジタルコンセンサス（簡易校正）で可）を完了し、岐阜市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 岐阜市ホームページに掲載するため、広告を除いた形でデータ納品をすること。なお、形式はPDF形式とし、必要に応じて、ページの分割を求めることがある。
- (4) 本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物品提供者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、広告付物品提供者の負担とすること。
- (5) 本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、速やかに岐阜市と協議を行うこと。
- (6) 本事業の実施に当たっては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）、情報セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守すること。

【担当】 岐阜市子ども未来部子ども政策課  
政策係 谷ノ上、石子  
TEL : (058)214-2397